

社会福祉法人佛子園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佛子園（以下「法人」という）定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について、定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員及び監事については、役員報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 非常勤役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員及び監事の報酬額)

第4条 常勤役員及び監事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表1の額に職員給与規程に定める職員給与額を加えたものとする。

(役員・評議員退任時の記念品等の贈呈)

第6条 役員又は評議員の退任にあたっては、それまでの貢献や功績に対し、功労金又は記念品を贈呈し、感謝の意を表することができる。
ただし、退任時に法人職員と兼務し職員としての報酬を得ている理事に対しては、退任時の功労金又は記念品を贈呈しない。

- 2 第1項の功労金又は記念品は、就任年数が10年以上であり、かつ法人への貢献や功績が特に顕著であったと認められた者に対して贈呈することができるものとし、その額は、上限30万円の範囲で理事長が決定する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員及び監事に対する報酬の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員及び監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤職員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の倍の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に一円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和元年度第2回評議員会（令和2年3月25日開催）の議決を経て、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年度第1回評議員会（令和3年6月23日開催）の議決を経て、令和3年6月23日より施行する。

この規程は、令和3年度第3回評議員会（令和4年3月25日開催）の議決を経て、令和4年3月25日より施行する。

この規程は、令和4年度第1回評議員会（令和4年6月23日開催）の議決を経て、令和4年6月23日より施行する。

別表1（常勤役員及び監事の報酬）

役職名	職 務	
理事長	法人全体経営・統括	年額 9,000,000 円
専務理事	佛子園・青年海外協力協会（JOCA）包括連携 協定関連業務・法人全体経営	年額 4,000,000 円
常務理事	財務・経理・法人全体経営	年額 4,000,000 円
理事	法人運営相談役・対外的活動	年額 1,500,000 円
理事	本部経営・施設経営・プロジェクト管理	年額 1,500,000 円
監事		年額 <u>720,000 円</u>

別表2（非常勤役員等の日当等）

（1）評議員

	日 額
評議員会・入札への出席	10,000 円
交通費等費用弁償額	実費相当額

（2）理事

	日 額
理事会等会議・入札への出席	10,000 円
交通費等実費弁償額	実費相当額